平成２８年（フ）第８７１号
福岡市南区塩原１丁目９番１―205号
債務者　熊谷　典子（旧姓齊藤）
1　決定年月日時　平成28年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内田　敬子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月25日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３４号
群馬県高崎市小八木町1467番地４　ＳＴハイム101号
債務者　當野　　隆
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　板橋　俊幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年10月12日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第６６３号
福岡県糟屋郡宇美町宇美４丁目４番１―411号　加藤ビル
債務者　里見奈美子
1　決定年月日時　平成28年６月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　世良　洋子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１３５６号
大阪府吹田市千里山西６丁目８番30号　南千里ビル1010号、住民票上の住所大阪府豊中市北緑丘３丁目１番11―104号
債務者　樋上　　實
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　慎吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１３５７号
大阪府吹田市千里山西６丁目８番30号　南千里ビル1010号、住民票上の住所大阪府豊中市北緑丘３丁目１番11―104号
債務者　樋上みどり
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮崎　慎吾
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２４２３号
奈良県北葛城郡王寺町太子１丁目15番10号
債務者　センチュリーサービスこと　麻生　憲治
法定代理人成年後見人　麻生　悦子
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　遠藤美智子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月12日午後２時
5　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４３号
兵庫県加東市多井田258番地
債務者　吉屋　敏行
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　英一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第４４号
兵庫県加東市多井田258番地
債務者　吉屋　奈々
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横山　英一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年９月15日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２８年（フ）第４８号
鹿児島県霧島市横川町中ノ987番地
債務者　出来　京子
1　決定年月日時　平成28年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岩井　作太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年８月29日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成28年８月29日まで
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第６４号
北海道室蘭市港北町２丁目25番16号
債務者　荒　　智子
1　決定年月日時　平成28年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２８年（フ）第８０号
群馬県館林市加法師町11番２号
債務者　井上まり子
1　決定年月日時　平成28年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２８年（フ）第５０号
千葉県東金市田間1287番地４　ダイアパレス東金Ⅲ211
債務者　小池　　一
1　決定年月日時　平成28年６月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２８年（フ）第４９号
新潟県上越市仲町６丁目３番40号　ハイツアイビー20Ｄ号
債務者　須藤　　勲
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第５２号
新潟県上越市大字滝寺2433番地12　ハイツユニバーシティ203号
債務者　佐藤　武敏
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第１２号
愛知県岩倉市中本町中市場16番地２
債務者　武山富士子
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２２号
和歌山県西牟婁郡白浜町田野井940－２、住民票上の住所和歌山県西牟婁郡白浜町田野井922番地
債務者　榎本　好文
1　決定年月日時　平成28年７月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２８年（フ）第８８号
佐賀県伊万里市立花町1039番地12　ロイヤルヒルズ伊万里403
債務者　矢根　笑李（旧姓久保田）
1　決定年月日時　平成28年６月24日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年８月26日まで
佐賀地方裁判所武雄支部